

○独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程

〔平成 25 年 3 月 29 日  
住機規程第 32 号〕

令和 7 年 3 月 28 日 住機規程第 31 号改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 基本給（第 4 条－第 6 条）
- 第 3 章 諸手当（第 7 条－第 9 条の 2）
- 第 4 章 給与の支給方法（第 10 条－第 14 条）
- 第 5 章 補則（第 15 条－第 24 条）

附則

第 1 章 総則

（適用）

第 1 条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の再雇用職員（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成 25 年住機規程第 36 号。以下「再雇用職員就業規則」という。）第 2 条第 2 項に規定する再雇用職員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給については、この規程に定めるところによる。

（給与の決定者）

第 2 条 理事長は、この規程に基づいて、再雇用職員の給与を決定し、これを支給する。

（給与の区分）

第 3 条 再雇用職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 基本給 本俸
- 二 諸手当 役職手当、特別都市手当、時間外勤務手当、通勤手当、勤勉手当及び寒冷地手当

第 2 章 基本給

（本俸）

第 4 条 再雇用職員の受ける本俸は、新たに再雇用職員として採用される際及び雇用期間の更新（再雇用職員就業規則第 6 条に規定する雇用期間の更新をいう。以下同

じ。)の都度、それぞれの職務及び役職に応じて決定する。

2 本俸の月額、再雇用職員それぞれの職務及び役職に応じて、次の各号に掲げるシニアアソシエイト職本俸表の等級及び勤務体制（再雇用職員就業規則第 16 条の適用を受ける勤務（以下「7 時間 20 分勤務」という。））、再雇用職員就業規則第 24 条の 2 項第 1 項の適用を受ける勤務（以下「週 4 日勤務」という。）又は再雇用職員就業規則第 24 条の 3 第 1 項の適用を受ける勤務（以下「時短勤務」という。）をいう。以下同じ。）に応じた額とする。

一 シニアアソシエイト職本俸表（別表第 1）

二 シニアアソシエイト職（補佐役）本俸表（別表第 2）

三 シニアアソシエイト職（専門職）本俸表（別表第 3）

3 前項の本俸表及び本俸表の等級の項の適用される再雇用職員の範囲は、独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成 19 年住機規程第 3 号。以下「職種職位規程」という。）第 6 条に規定する別表（シニアアソシエイト職に限る。）の定めるところによる。

（再雇用職員の本俸）

第 5 条 再雇用職員の本俸は、それぞれの職務と役職に応じて適用される前条第 2 項各号の本俸表において、新たに再雇用職員として採用される場合は退職日に適用されていた独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（平成 19 年住機規程第 30 号）第 4 条第 2 項各号における等級及び号俸と、雇用期間の更新をする場合は更新日の前日に適用されていた本俸表における等級及び号俸と、それぞれ同じ等級及び号俸とする。ただし、新たに再雇用職員として採用される場合は、再雇用職員として採用される前の能力及び実績を踏まえて 1 等級上位又は 1 等級下位の等級に格付することができるものとし、その場合における本俸の額は、次の各号に定めるところにより決定する。

一 1 等級上位の等級とする場合 本文の規定により再雇用時に適用される本俸表の等級における号俸の額と同額の 1 等級上位の等級における号俸の額（同額がない場合は直近上位の号俸の額）に 10,000 円を加えた額に相当する同等級における号俸の額（同額の号俸の額がない場合は、直近下位の号俸の額）

二 1 等級下位の等級とする場合 本文の規定により再雇用時に適用される本俸表の等級における号俸の額と同額の 1 等級下位の等級における号俸の額（同額がない場合は、直近下位の号俸の額）

い場合は直近下位の号俸の額) から 10,000 円を減じた額に相当する同等級における号俸の額 (同額の号俸の額がない場合は、直近上位の号俸の額)

- 2 前項の決定について必要な事項は、総務人事部の事務を担当する役員 (以下単に「役員」という。) がその都度定める。

(昇給)

第6条 再雇用職員は昇給しない。

### 第3章 諸手当

(役職手当)

第7条 役職手当は、独立行政法人住宅金融支援機構組織規程 (平成 19 年住機規程第2号) 第23条の2に規定する補佐役及び第23条の3に規定する特別専任並びに職種職位規程第7条に規定する専門上席シニアアソシエイト、専門専任シニアアソシエイト、専門シニアアソシエイト及び専門副シニアアソシエイトの職務を行う職にある者に対して支給する。

- 2 役職手当の月額、次の各号に掲げる役職に応じて、当該各号に定める額とする。

一 補佐役 60,000 円

二 特別専任 10,000 円

三 専門上席シニアアソシエイト、専門専任シニアアソシエイト及び専門シニアアソシエイト 30,000 円

四 専門副シニアアソシエイト 20,000 円

- 3 前2項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(特別都市手当)

第7条の2 特別都市手当は、次項各号に掲げる地域に在勤する再雇用職員に対して支給する。

- 2 特別都市手当の月額は、本俸及び役職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 東京都特別区 100 分の 12

二 大阪市 100 分の 9

三 横浜市、さいたま市、船橋市及び名古屋市 100 分の 6

#### 四 広島市及び福岡市 100 分の 4

3 第 1 項に規定する地域に在勤する再雇用職員がその在勤する地域（以下「在勤地域」という。）を異にして異動した場合（当該再雇用職員が再雇用職員として当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き 6 月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める場合に限る。）において、当該異動の直後における在勤地域に係る前項各号に掲げる割合が当該異動の日の前日における在勤地域に係る前項各号に定める割合（役員が実施細則に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で役員が実施細則に定める割合とする。以下「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動の直後における在勤地域が第 1 項に規定する地域に該当しないこととなるときは、当該再雇用職員には、前 2 項の規定にかかわらず、当該異動の日から 3 年を経過する日までの間、特別都市手当の基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特例都市手当を支給する。ただし、当該再雇用職員が当該異動の日から 3 年を経過する日までの間に更に在勤地域を異にして異動した場合その他役員が実施細則に定める場合における当該再雇用職員に対する特別都市手当の支給については、役員が実施細則に定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後 1 年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 前号に掲げる期間が終了した日の翌日から当該異動の日以後 2 年を経過する日までの期間 異動前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

三 前号に掲げる期間が終了した日の翌日から当該異動の日以後 3 年を経過する日までの期間 異動前の支給割合に 100 分の 60 を乗じて得た割合

4 前 3 項に規定するもののほか、特別都市手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（時間外勤務手当）

第 8 条 再雇用職員で時間外勤務（再雇用職員就業規則第 19 条第 1 項に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）、休日勤務（再雇用職員就業規則第 25 条第 1 項に規定する休日勤務をいう。以下同じ。）又は 1 週間の勤務時間が 40 時間に達した

後に行う勤務（再雇用職員就業規則第 16 条に規定する勤務時間（再雇用職員就業規則第 24 条の 2 第 2 項に規定する週 4 日勤務再雇用職員（以下単に「週 4 日勤務再雇用職員」という。））にあつては、再雇用職員就業規則第 24 条の 2 第 3 項に規定する勤務時間、再雇用職員就業規則第 24 条の 3 第 2 項に規定する時短勤務再雇用職員（以下単に「時短勤務再雇用職員」という。））にあつては、再雇用職員就業規則第 24 条の 3 第 1 項に規定する勤務時間）の実際の合計時間が、土曜日を始期、金曜日を終期とする 1 週間について 40 時間に達した後に行う勤務をいう。以下同じ。）を行ったものに対しては、時間外勤務、休日勤務又は 1 週間の勤務時間が 40 時間に達した後に行う勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

- |   |            |
|---|------------|
| 一 勤務時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（以下この条において「深夜時間」という。）以外である時間外勤務（第 5 号に掲げる勤務を除く。）   | 100 分の 125 |
| 二 勤務時間が深夜時間である時間外勤務（第 6 号に掲げる勤務を除く。）  | 100 分の 150 |
| 三 勤務時間が深夜時間以外である休日勤務（第 5 号に掲げる勤務を除く。）   | 100 分の 135 |
| 四 勤務時間が深夜時間である休日勤務（第 6 号に掲げる勤務を除く。）   | 100 分の 160 |
| 五 勤務時間が深夜時間以外である時間外勤務及び休日勤務（再雇用職員就業規則第 24 条第 4 項に規定する日（以下「法定休日」という。）における休日勤務を除く。）のうち、前各号に掲げる勤務（法定休日における休日勤務を除く。）の合計時間（週 4 日勤務再雇用職員にあつては再雇用職員就業規則第 24 条の 2 第 3 項に規定する勤務時間と当該勤務時間を超えてした時間外勤務の時間との合計、時短勤務再雇用職員にあつては再雇用職員就業規則第 24 条の 3 第 1 項に規定する勤務時間と当該勤務時間を超えてした時間外勤務の時間との合 | 100 分の 150 |

計が、それぞれ再雇用職員就業規則第 16 条に規定する勤務時間に達するまでの時間を除く。次号において同じ。) が 73 時間に達した後に行われるもの

六 勤務時間が深夜時間である時間外勤務及び休日勤務（法定 100 分の 175 休日における休日勤務を除く。）のうち、第 1 号から第 4 号までに掲げる勤務（法定休日における休日勤務を除く。）の合計時間が 73 時間に達した後に行われるもの

七 1 週間の勤務時間が 40 時間に達した後に行う勤務 100 分の 25

2 前項の規定にかかわらず、週 4 日勤務再雇用職員又は時短勤務再雇用職員が、再雇用職員就業規則第 24 条に規定する休日（週 4 日勤務再雇用職員にあつては、再雇用職員就業規則第 24 条の 2 第 6 項に規定する休日）以外の日において、再雇用職員就業規則第 24 条の 2 第 3 項に規定する勤務時間（時短勤務再雇用職員にあつては、再雇用職員就業規則第 24 条の 3 第 1 項に規定する勤務時間）と当該勤務時間を超えてした時間外勤務の時間との合計が再雇用職員就業規則第 16 条に規定する勤務時間に達するまでの間の時間外勤務に関する前項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 100」と、同項第 2 号中「100 分の 150」とあるのは「100 分の 125」と、同項 5 号中「100 分の 150」とあるのは「100 分の 100」と、同項 6 号中「100 分の 175」とあるのは「100 分の 125」とする。

3 第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、本俸、役職手当及び特別都市手当のそれぞれの月額合計額（第 9 条の 3 の規定により寒冷地手当を支給される再雇用職員にあつては、毎月 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間は当該手当の月額を加算した額）に 12 を乗じ、その額を 1 年間の勤務時間で除して得た額とする。

（通勤手当）

第 9 条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）の規定を踏まえて役員が実施細則に定めるところにより再雇用職員に対して支給する。

（勤勉手当）

第 9 条の 2 勤勉手当は、再雇用職員が 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下「基準日」という。）において受けるべき本俸の月額及び特別都市手当の月額の合計額に役員が

実施細則に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額に役員が実施細則に定める勤務期間の割合を乗じて得た額を支給する。

- 2 独立行政法人住宅金融支援機構業績連動型賞与制度実施規程（平成 29 年住機規程第 83 号）第 3 条に定める住宅金融支援機構業績連動型賞与制度委員会の委員長が、同規程第 1 条に規定する業績連動型賞与制度の実施を決定した場合は、当該決定に基づき役員が実施細則に定める方法により算出した額を、12 月 1 日を基準日として支給される前項の額に加算し、又は同項の額から減算して支給する。
- 3 基準日に在職する再雇用職員のうち、基準日の属する年度の前年度の上半期及び下半期の評定期間における能力評定（独立行政法人住宅金融支援機構職員人事考課実施規程（平成 19 年住機規程第 26 号。以下「人事考課実施規程」という。）第 3 条第 3 項に規定する能力評定をいう。以下同じ。）の評語（人事考課実施規程第 7 条第 2 項に規定する評語をいう。以下同じ。）がいずれも A であった者に対しては、第 1 項の額に 30,000 円を加算し、いずれも C であった者に対しては、同項の額から 30,000 円を減算して支給する。ただし、新たに再雇用職員として採用された年度の基準日における勤勉手当にあつては、当該年度の前年度の職員（職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）であった上半期及び下半期の評定期間における能力評定の評語がいずれも S 又は A であった者に対しては、第 1 項の額に 30,000 円を加算し、いずれも C 又は D であった者に対しては、同項の額から 30,000 円を減算して支給するものとする。
- 4 前項ただし書の規定は、第 5 条第 1 項ただし書の規定により 1 等級上位又は 1 等級下位の等級に格付された再雇用職員には適用しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（寒冷地手当）

第 9 条の 3 寒冷地手当は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）に準じて役員が実施細則に定めるところにより再雇用職員に対して支給する。

#### 第 4 章 給与の支給方法

（給与の支払）

第 10 条 再雇用職員の給与は、法令又は理事長と職員の代表者との間の協定で定め

るものがあるときは、その再雇用職員の給与から控除すべき額を控除し、その残額を、通貨で直接再雇用職員に支払うものとする。

- 2 再雇用職員に対して給与の支払をする場合は、その都度、役員が実施細則に定める給与簿に必要な事項を記入するものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(給与の支給日)

第 11 条 再雇用職員の本俸、役職手当、特別都市手当及び寒冷地手当（以下「本俸等」と総称する。）は、当月分を毎月 20 日（その日が休日（土曜日、日曜日及び祝日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。以下「支給日」という。）に支給する。

- 2 再雇用職員の時間外勤務手当は、当月分を翌月における支給日に支給する。
- 3 再雇用職員の通勤手当は、一般職給与法第 12 条第 8 項の規定に準じて同項に規定する支給単位期間に係る最初の月の支給日に支給する。
- 4 再雇用職員の勤勉手当は、役員がその都度定める日に支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、給与の支給日に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(採用、退職等の場合の給与の支給)

第 12 条 月の初日以外の日において新たに採用した再雇用職員には、その日から本俸等を支給する。

- 2 月の初日以外の日において勤務体制の変更等により本俸の額に異動を生じた再雇用職員には、その日から新たに定められた本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。
- 3 再雇用職員が、再雇用職員就業規則第 49 条若しくは第 50 条の規定により退職し、又は再雇用職員就業規則第 51 条若しくは第 52 条の規定により解雇された場合には、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸等を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、新たに採用した再雇用職員及び退職し、又は解雇された再雇用職員の給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(日割りによる給与の計算)

第 13 条 前条第 1 項から第 3 項までの規定により本俸又は役職手当を支給する場合

であって、月の初日から支給するとき以外るとき（同条第1項の規定により支給する場合に限る。）又はその月の末日まで支給するとき以外るとき（同条第2項の規定により支給する場合に限る。）は、その本俸又は役職手当の支給額は、それぞれの月額をその月の現日数から再雇用職員就業規則第24条に規定する休日（週4日勤務再雇用職員にあっては、再雇用職員就業規則第24条の2第6項に規定する休日）を差し引いた日数で除して得た額に勤務した日数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により本俸又は役職手当が支給される場合の当月分の特別都市手当は、前項の規定により算出した本俸及び役職手当の額の合計額に第7条の2第2項に規定する特別都市手当の支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、日割りによる給与の計算に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（給与の非常時払）

第14条 再雇用職員が、支給定日前であっても、再雇用職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、災害を受け、又は死亡した場合その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるために給与の支給を請求した場合は、請求の日の属する月の初日から請求の日までの給与（勤勉手当を除く。）を支給する。

- 2 前項に規定する給与の額の計算に当たっては、前条の規定を準用する。

## 第5章 補則

（欠勤者の給与）

第15条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第22条の規定による欠勤（以下「欠勤」という。）をした場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、それぞれの月額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額にその欠勤により勤務しない時間に乗じて得た額を減額して支給するものとし、当該再雇用職員が欠勤により月の全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該月の本俸等は支給しない。

- 2 前項に規定するもののほか、欠勤をした再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（出勤として取り扱われた場合の特例）

第16条 前条の規定にかかわらず、再雇用職員就業規則第56条第2項、第57条第4項又は第59条第2項の規定により出勤として取り扱われた再雇用職員に対して

は、本俸等の全額を支給する。

(休暇の取扱い)

第 17 条 再雇用職員就業規則第 26 条に規定する年次有給休暇、再雇用職員就業規則第 32 条に規定する特別有給休暇及び再雇用職員就業規則第 38 条に規定する生理休暇のうち有給とされる日については、本俸等の全額を支給する。

(無給休暇者等の給与)

第 18 条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第 34 条及び第 35 条の規定による無給休暇を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、第 15 条第 1 項の規定を準用する。

2 前項に規定するもののほか、無給休暇を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(介護休業等を受けた再雇用職員の給与)

第 19 条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第 35 条の規定による介護休業（以下「介護休業」という。）を受ける場合又は再雇用職員就業規則第 36 条の規定による介護短時間勤務（以下「介護短時間勤務」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、第 15 条第 1 項の規定を準用する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業又は介護短時間勤務を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(病気休暇を受けた再雇用職員の給与)

第 20 条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第 37 条第 1 項第 1 号の規定による療養型の病気休暇（以下「療養型」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等（第 3 項に規定する給与を除く。以下この条において同じ。）は、結核性疾患による療養型の場合にあつては療養型を受け始めた日から 1 年後の日までの間、その他の傷病による療養型にあつては療養型を受け始めた日から 6 月後の日までの間、その本俸等の全額を支給し、それ以後の療養型を受けた期間については、その半額を支給する。

2 再雇用職員就業規則第 37 条第 1 項第 2 号の規定による通院型の病気休暇（以下「通院型」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、通院型を受ける期間にかかわらず、その本俸等の全額を支給する。

3 療養型にあつては、療養型を受け始めた日から療養型を終了する日までの間、役

職手当は支給しない。

4 月の初日以外の日から療養型を受け始める場合及び月の末日以外の日に療養型が終了する場合の当月の本俸等は、第 13 条の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、療養型を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(育児休業等を受けた再雇用職員の給与)

第 21 条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第 39 条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの間、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、その配偶者（性別を問わず婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産した場合で、子の出生日から 8 週間以内に受けた最初の育児休業（出産後 8 週間以内に終了するものに限る。）であって、当該育児休業の期間から再雇用職員就業規則第 24 条に規定する休日（週 4 日勤務再雇用職員にあつては、同条第 6 項に規定する休日）を除いた日数が 5 日以内であるもの（以下「産後 8 週以内育児休業」という。）を受ける再雇用職員に対する本俸等は、全額を支給する。

3 育児休業を受けた再雇用職員が職務に復帰した場合においては、役員が実施細則に定めるところにより本俸の月額を調整することができる。

4 月の初日以外の日から育児休業を開始する場合及び月の末日以外の日に育児休業を終了する場合の当月の本俸等は、第 13 条の規定を準用する。

5 再雇用職員が再雇用職員就業規則第 40 条の規定による育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を受けた場合の勤務しなかった時間に係る当該再雇用職員に対する本俸等は、第 15 条第 1 項の規定を準用する。

6 前各項に規定するもののほか、育児休業を受ける再雇用職員及び育児短時間勤務を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(休職者の給与)

第 22 条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第 45 条の規定により休職（以下「休職」という。）を命ぜられた場合の当該再雇用職員に対する本俸及び特別都市手当は、休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、次の各号に掲げる場合に依り

て、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給することができる。

一 再雇用職員就業規則第 45 条第 1 号から第 3 号までに掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 100 分の 80

二 再雇用職員就業規則第 45 条第 4 号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 100 分の 60

三 再雇用職員就業規則第 45 条第 5 号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 その都度定める。

2 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、役職手当は支給しない。

3 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間の特別都市手当は、第 7 条の 2 第 2 項中「本俸及び役職手当」とあるのを「本俸」と読み替えて算出した額を支給する。

4 月の初日以外の日から休職を命ぜられた場合及び月の末日以外の日に休職が終了する場合の当月の本俸等は、第 13 条の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、休職を命ぜられた再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(懲戒の場合の給与)

第 23 条 再雇用職員就業規則第 63 条第 1 項の規定により減給の懲戒を行った場合の給与については、理事長がその都度定める。

(1 年間の勤務時間)

第 23 条の 2 この規程に定める 1 年間の勤務時間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における所定の勤務時間をもって算出する。

2 第 8 条第 3 項並びに第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する 1 年間の勤務時間は、算出事由発生時の勤務体制における 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間の所定の勤務時間とする。

(端数計算)

第 24 条 この規程による給与計算において生じた円未満の端数の計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）に定めるところに準じて行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成 25 年住機規程第 36 号）第 5 章第 2 節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条及び第 18 条の改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成 25 年住機規程第 36 号）第 5 章第 2 節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 12 月 4 日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表

の本俸表は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成 25 年住機規程第 36 号）第 5 章第 2 節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 30 年 12 月 4 日から施行する。

（適用）

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成 25 年住機規程第 36 号）第 5 章第 2 節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和元年 12 月 4 日から施行する。

（適用）

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成 25 年住機規程第 36 号）第 5 章第 2 節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（以下「新規程」という。）第4条第2項の規定を適用して得られた再雇用職員の本俸の月額が、この規程による改正前の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（以下「旧規程」という。）第4条第2項の規定を適用して得られる本俸の月額を下回る場合は、当該再雇用職員が在職の間は、旧規程第4条第2項の規定を適用して得られる本俸の月額を適用する。ただし、新規程第5条第1項ただし書の規定により1等級下位の等級に格付された再雇用職員並びに令和5年4月1日施行の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第3条第2項及び第3項に基づく再雇用職員については、この限りでない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月8日から施行する。

附 則（令和4年住機規程第68号）（抄）

(施行期日)

1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

(適用)

3 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表第1、別表第2及び別表第3の本俸表は、令和4年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした再雇用職員にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年住機規程第50号）（抄）

(施行期日)

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

(適用)

4 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした再雇用職員にあつては、なお従前の例による。

附 則（令和7年住機規程第1号） （抄）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年2月4日から施行する。

（適用）

4 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程の別表第1から第3までの規定（専門副シニアアソシエイトに関する規定を除く。）は、令和6年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行の日前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした再雇用職員にあつては、なお従前の例による。

附 則（令和7年住機規程第31号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## シニアアソシエイト職本俸表

## イ 7時間20分勤務

(単位:円)

等級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1	171,814	178,238	221,157	262,197	286,945	327,373	348,489
2	172,901	179,678	222,335	263,053	287,764	327,720	
3	173,987	181,119	223,512	263,908	288,583	328,069	
4	175,074	182,559	224,690	264,764	289,401	328,417	
5	176,160	183,999	225,867	265,619	290,220	328,765	
6	177,246	185,371	227,044	266,475	291,039	329,113	
7	178,333	186,742	228,222	267,331	291,858	329,461	
8	179,419	188,114	229,399	268,186	292,677	329,809	
9	180,506	189,485	230,577	269,042	293,496	330,157	
10	181,592	190,856	231,754	269,897	294,314	330,504	
11	182,678	192,228	232,931	270,752	295,133	330,853	
12	183,765	193,600	234,108	271,608	295,952	331,201	
13	184,851	194,972	235,285	272,464	296,771	331,549	
14	185,938	196,343	236,463	272,892	297,522	331,897	
15	187,024	197,714	237,640	273,319	298,273	332,245	
16	188,110	199,086	238,818	273,747	299,023	332,592	
17	189,197	200,458	239,995	274,175	299,774	332,941	
18	190,283	201,487	241,172	274,602	300,525	333,220	
19	191,370	202,515	242,350	275,030	301,275	333,498	
20	192,456	203,544	243,527	275,458	302,026	333,776	
21	193,542	204,572	244,705	275,886	302,777	334,055	
22	194,474	204,984	245,882	276,314	303,458		
23	195,405	205,395	246,921	276,742	304,141		
24	196,336	205,807	247,960	277,169	304,823		
25	197,267	206,219	248,999	277,597	305,506		
26	198,198	206,630	250,038	278,025	305,984		
27	199,130	207,041	251,077	278,452	306,461		
28	200,061	207,453	252,116	278,880	306,940		
29	200,992	207,864	253,154	279,308	307,417		
30	201,923	208,276	254,193	279,736	307,894		
31	202,854	208,688	255,232	280,164	308,372		
32	203,786	209,098	256,271	280,592	308,850		
33	204,717	209,510	257,310	281,019	309,327		
34	205,493	209,922	258,348	281,447	309,737		
35	206,269	210,333	259,388	281,875	310,146		
36	207,045	210,745	260,427	282,302	310,556		
37	207,821	211,156	261,465	282,730	310,965		
38	208,597	211,499	262,504	283,158	311,375		
39	209,373	211,842	263,543	283,585	311,784		
40	210,149	212,185	264,582	284,014	312,193		
41	210,925	212,528	265,621	284,442	312,603		
42	211,390	212,871	266,659				
43	211,856	213,214	267,698				
44	212,322	213,557	268,745				
45	212,787	213,899	269,791				
46	213,253	214,173	270,837				
47	213,718	214,448	271,884				
48	214,184	214,722	272,930				
49	214,650	214,997	273,977				
50	215,115	215,237	275,023				
51	215,581	215,443	276,069				
52	215,969	215,648	277,115				
53	216,357	215,854	278,161				
54	216,745	216,060	279,207				
55	217,133	216,266	280,253				
56	217,521	216,472	281,300				
57	217,909	216,677	282,346				
58	218,297	216,883	283,393				
59	218,685	217,088	284,439				
60	219,073	217,294	285,486				
61	219,461	217,500	286,532				

## ロ 週4日勤務又は時短勤務

(単位:円)

1	2	3	4	5	6	7
124,956	129,628	160,841	190,689	208,687	238,089	253,447
125,746	130,675	161,698	191,311	209,283	238,342	
126,536	131,723	162,554	191,933	209,879	238,596	
127,327	132,770	163,411	192,556	210,473	238,849	
128,116	133,817	164,267	193,177	211,069	239,102	
128,906	134,815	165,123	193,800	211,665	239,355	
129,697	135,812	165,980	194,423	212,260	239,608	
130,487	136,810	166,836	195,044	212,856	239,861	
131,277	137,807	167,692	195,667	213,452	240,114	
132,067	138,804	168,548	196,289	214,047	240,367	
132,857	139,802	169,404	196,911	214,642	240,620	
133,647	140,800	170,260	197,533	215,238	240,873	
134,437	141,798	171,116	198,156	215,833	241,127	
135,228	142,795	171,973	198,777	216,429	241,380	
136,017	143,792	172,829	199,399	217,024	241,633	
136,807	144,790	173,686	199,019	217,619	241,885	
137,598	145,788	174,542	199,640	218,214	242,139	
138,388	146,786	175,398	200,260	218,809	242,392	
139,178	147,784	176,255	200,881	219,404	242,645	
139,968	148,782	177,111	201,501	220,000	242,898	
140,758	149,780	177,967	202,122	220,596	243,151	
141,436	149,779	178,823	202,743	221,192	243,404	
142,113	149,778	179,679	203,364	221,788	243,657	
142,790	149,777	180,535	203,985	222,384	243,910	
143,467	149,776	181,391	204,606	222,980	244,163	
144,144	150,276	181,846	205,227	223,576	244,416	
144,822	150,575	182,601	205,848	224,172	244,669	
145,499	150,875	183,357	206,469	224,768	244,922	
146,176	151,174	184,112	207,090	225,364	245,175	
146,853	151,473	184,868	207,711	225,960	245,428	
147,530	151,773	185,623	208,332	226,556	245,681	
148,208	152,071	186,379	208,953	227,152	245,934	
148,885	152,371	187,135	209,574	227,748	246,187	
149,449	152,671	187,889	210,195	228,344	246,440	
150,014	152,969	188,646	210,816	228,940	246,693	
150,578	153,269	189,401	211,437	229,536	246,946	
151,143	153,568	190,156	212,058	230,132	247,199	
151,707	153,817	190,912	212,679	230,728	247,452	
152,271	154,067	191,668	213,300	231,324	247,705	
152,836	154,316	192,423	213,921	231,920	247,958	
153,400	154,566	193,179	214,542	232,516	248,211	
153,738	154,815	193,934	215,163	233,112	248,464	
154,077	155,065	194,689	215,784	233,708	248,717	
154,416	155,314	195,444	216,405	234,304	248,970	
154,754	155,563	196,200	217,026	234,900	249,223	
155,093	155,762	196,955	217,647	235,496	249,476	
155,431	155,962	197,710	218,268	236,092	249,729	
155,770	156,161	198,465	218,889	236,688	250,000	
156,109	156,361	199,220	219,510	237,284	250,253	
156,447	156,536	199,975	220,131	237,880	250,506	
156,786	156,686	200,730	220,752	238,476	250,759	
157,068	156,835	201,485	221,373	239,072	251,012	
157,351	156,985	202,240	222,000	239,668	251,265	
157,633	157,135	203,000	222,621	240,264	251,518	
157,915	157,284	203,755	223,242	240,860	251,771	
158,197	157,434	204,510	223,863	241,456	252,024	
158,479	157,583	205,265	224,484	242,052	252,277	
158,761	157,733	206,020	225,105	242,648	252,530	
159,044	157,882	206,775	225,726	243,244	252,783	
159,326	158,032	207,530	226,347	243,840	253,036	
159,608	158,182	208,285	226,968	244,436	253,289	

別表第2 (第4条関係)

シニアアソシエイト職(補佐役)本俸表

イ 7時間20分勤務

(単位:円)

等級 号俸	5	6	7
1	348,433	397,525	448,057
2	349,427	397,946	
3	350,422	398,370	
4	351,416	398,792	
5	352,410	399,214	
6	353,405	399,637	
7	354,399	400,060	
8	355,394	400,482	
9	356,388	400,905	
10	357,382	401,327	
11	358,376	401,750	
12	359,371	402,172	
13	360,365	402,595	
14	361,359	403,017	
15	362,353	403,441	
16	363,347	403,862	
17	364,341	404,286	
18	364,923	404,624	
19	365,834	404,961	
20	366,746	405,300	
21	367,657	405,638	
22	368,485		
23	369,314		
24	370,143		
25	370,971		
26	371,552		
27	372,132		
28	372,712		
29	373,292		
30	373,872		
31	374,451		
32	375,032		
33	375,612		
34	376,109		
35	376,606		
36	377,103		
37	377,601		
38	378,098		
39	378,595		
40	379,092		
41	379,589		

ロ 週4日勤務又は時短勤務

(単位:円)

等級 号俸	5	6	7
1	253,406	289,109	325,860
2	254,129	289,415	
3	254,852	289,724	
4	255,575	290,031	
5	256,298	290,337	
6	257,022	290,645	
7	257,745	290,953	
8	258,468	291,260	
9	259,191	291,567	
10	259,914	291,874	
11	260,637	292,182	
12	261,361	292,489	
13	262,084	292,796	
14	262,747	293,103	
15	263,409	293,412	
16	264,073	293,718	
17	264,735	294,026	
18	265,399	294,272	
19	266,061	294,517	
20	266,724	294,764	
21	267,387	295,009	
22	267,989		
23	268,592		
24	269,195		
25	269,797		
26	270,220		
27	270,641		
28	271,063		
29	271,485		
30	271,907		
31	272,328		
32	272,751		
33	273,172		
34	273,534		
35	273,895		
36	274,257		
37	274,619		
38	274,980		
39	275,342		
40	275,703		
41	276,065		

別表第3 (第4条関係)

## シニアアソシエイト職(専門職)本俸表

## イ 7時間20分勤務

(単位:円)

号俸	等級	1	2	3	4	5	6	7
1		193,291	203,701	252,751	299,654	327,937	374,141	398,273
2		194,513	205,346	254,097	300,632	328,873	374,538	
3		195,736	206,993	255,442	301,610	329,809	374,936	
4		196,958	208,638	256,788	302,587	330,744	375,334	
5		198,180	210,284	258,134	303,565	331,680	375,731	
6		199,402	211,852	259,479	304,542	332,616	376,129	
7		200,624	213,419	260,825	305,521	333,552	376,527	
8		201,847	214,987	262,170	306,498	334,488	376,924	
9		203,069	216,554	263,516	307,476	335,424	377,322	
10		204,291	218,122	264,862	308,454	336,359	377,719	
11		205,513	219,690	266,207	309,431	337,295	378,118	
12		206,735	221,257	267,552	310,410	338,231	378,515	
13		207,958	222,825	268,898	311,387	339,167	378,913	
14		209,180	224,392	270,243	311,876	340,026	379,310	
15		210,402	225,959	271,589	312,365	340,883	379,709	
16		211,624	227,527	272,934	312,854	341,741	380,106	
17		212,846	229,094	274,280	313,342	342,598	380,504	
18		214,069	230,270	275,626	313,831	343,457	380,822	
19		215,291	231,446	276,971	314,320	344,314	381,140	
20		216,513	232,622	278,317	314,810	345,173	381,458	
21		217,735	233,797	279,662	315,298	346,030	381,777	
22		218,783	234,267	281,008	315,787	346,810		
23		219,830	234,738	282,195	316,276	347,590		
24		220,878	235,208	283,382	316,765	348,370		
25		221,926	235,678	284,570	317,254	349,150		
26		222,973	236,149	285,758	317,742	349,696		
27		224,021	236,618	286,945	318,231	350,242		
28		225,068	237,089	288,132	318,720	350,788		
29		226,116	237,559	289,319	319,209	351,334		
30		227,164	238,030	290,506	319,698	351,879		
31		228,211	238,500	291,694	320,187	352,425		
32		229,259	238,970	292,881	320,676	352,971		
33		230,306	239,440	294,068	321,165	353,517		
34		231,179	239,910	295,255	321,654	353,985		
35		232,052	240,381	296,443	322,142	354,453		
36		232,925	240,851	297,630	322,631	354,921		
37		233,798	241,322	298,818	323,120	355,389		
38		234,671	241,713	300,005	323,609	355,857		
39		235,544	242,105	301,192	324,098	356,325		
40		236,417	242,497	302,379	324,587	356,792		
41		237,290	242,889	303,566	325,076	357,260		
42		237,814	243,281	304,754				
43		238,338	243,673	305,941				
44		238,862	244,065	306,337				
45		239,386	244,456	306,733				
46		239,909	244,770	307,128				
47		240,433	245,083	307,524				
48		240,957	245,397	307,920				
49		241,481	245,710	308,316				
50		242,005	245,985	308,711				
51		242,528	246,220	309,068				
52		242,965	246,455	309,424				
53		243,401	246,690	309,780				
54		243,838	246,926	310,136				
55		244,274	247,161	310,453				
56		244,711	247,396	310,770				
57		245,147	247,631	311,086				
58		245,584	247,866	311,402				
59		246,020	248,101	311,719				
60		246,457	248,336	312,036				
61		246,893	248,571	312,194				

## ロ 週4日勤務又は時短勤務

(単位:円)

号俸	等級	1	2	3	4	5	6	7
1		140,575	148,146	183,819	217,930	238,500	272,103	289,653
2		141,464	149,343	184,798	218,641	239,180	272,391	
3		142,353	150,540	185,776	219,353	239,861	272,681	
4		143,242	151,737	186,755	220,063	240,541	272,970	
5		144,131	152,934	187,734	220,775	241,222	273,259	
6		145,020	154,074	188,712	221,485	241,903	273,548	
7		145,908	155,214	189,691	222,197	242,583	273,838	
8		146,798	156,354	190,669	222,908	243,264	274,127	
9		147,687	157,494	191,648	223,619	243,945	274,416	
10		148,575	158,634	192,627	224,330	244,625	274,705	
11		149,464	159,775	193,605	225,041	245,305	274,995	
12		150,353	160,914	194,583	225,753	245,986	275,284	
13		151,242	162,055	195,562	226,463	246,667	275,573	
14		152,131	163,194	196,540	227,174	247,347	275,862	
15		153,020	164,334	197,519	227,885	248,027	276,152	
16		153,908	165,474	198,497	228,596	248,707	276,441	
17		154,797	166,614	199,476	229,307	249,387	276,730	
18		155,687	167,754	200,455	230,017	250,067	277,019	
19		156,575	168,894	201,433	230,728	250,747	277,308	
20		157,464	169,180	202,412	231,438	251,427	277,597	
21		158,353	170,034	203,391	232,148	252,107	277,886	
22		159,115	170,376	204,369	232,858	252,787	278,175	
23		159,876	170,719	205,348	233,568	253,467	278,464	
24		160,639	171,060	206,327	234,278	254,147	278,753	
25		161,401	171,402	207,306	234,988	254,827	279,042	
26		162,162	171,745	208,285	235,698	255,507	279,331	
27		162,924	172,088	209,264	236,408	256,187	279,620	
28		163,686	172,428	210,243	237,118	256,867	280,000	
29		164,448	172,770	211,222	237,828	257,547	280,380	
30		165,210	173,113	212,197	238,538	258,232	280,760	
31		165,972	173,455	213,171	239,248	258,922	281,140	
32		166,734	173,796	214,146	239,958	259,612	281,520	
33		167,495	174,138	215,120	240,668	260,302	281,900	
34		168,130	174,480	216,094	241,378	260,992	282,280	
35		168,765	174,823	217,068	242,088	261,682	282,660	
36		169,400	175,164	218,042	242,798	262,372	283,040	
37		170,035	175,507	219,016	243,508	263,062	283,420	
38		170,670	175,791	220,000	244,218	263,752	283,800	
39		171,305	176,076	220,984	244,928	264,442	284,180	
40		171,940	176,361	221,968	245,638	265,132	284,560	
41		172,575	176,647	222,952	246,348	265,822	284,940	
42		172,956	176,932	223,936	247,058	266,512	285,320	
43		173,337	177,217	224,920	247,768	267,202	285,700	
44		173,718	177,502	225,904	248,478	267,892	286,080	
45		174,099	177,786	226,888	249,188	268,582	286,460	
46		174,479	178,071	227,872	249,898	269,272	286,840	
47		174,860	178,356	228,856	250,608	269,962	287,220	
48		175,241	178,641	229,840	251,318	270,652	287,600	
49		175,623	178,926	230,824	252,028	271,342	287,980	
50		176,004	179,211	231,808	252,738	272,032	288,360	
51		176,384	179,496	232,792	253,448	272,722	288,740	
52		176,702	179,781	233,776	254,158	273,412	289,120	
53		177,019	180,066	234,760	254,868	274,102	289,500	
54		177,337	180,351	235,744	255,578	274,792	289,880	
55		177,654	180,636	236,728	256,288	275,482	290,260	
56		177,972	180,921	237,712	256,998	276,172	290,640	
57		178,289	181,206	238,696	257,708	276,862	291,020	
58		178,607	181,491	239,680	258,418	277,552	291,400	
59		178,924	181,776	240,664	259,128	278,242	291,780	
60		179,241	182,061	241,648	259,838	278,932	292,160	
61		179,559	182,346	242,632	260,548	279,622	292,540	